# 準PAΖ内 (離島) における主な対応について

## 1. 離島における初動対応について

○警戒事態が発生した段階で、宮城県からの指示により、女川町及び石巻市は、離島の自主防災組織及び消防団等に、放射線防護対策施設への要配慮者等の避難準備及び一時集合場所の開設等を指示。

### 2. 離島における避難体制について

- ○警戒事態で、女川町及び石巻市は住民広報、一時集合場所の開設を行う。宮城県、 女川町及び石巻市は離島からの避難に必要な船舶の手配を開始し、宮城県は女川港 または石巻港から避難先までの移動に必要な住民避難用バス等を手配するため、宮 城県バス協会等に準備要請を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備 等を行う。
- 〇施設敷地緊急事態で、女川町及び石巻市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、支援者が同行することで避難可能な者等は離島からの避難を開始する。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は放射線防護対策施設へ移動し屋内退避を実施する。
- ○全面緊急事態で、女川町及び石巻市は住民に離島からの避難を指示。

#### 3. 在宅の避難行動要支援者の避難について

- ○支援者の同行により避難可能な者は、離島から船舶で移動し、その後、バス又は福祉車両等で避難先へ移動。
- 〇避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の 放射線防護対策施設へ移動。輸送等の避難準備完了後、避難を実施。

### 4. 観光客等一時滞在者の避難について

- 〇宮城県、女川町及び石巻市は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態で、帰宅等を呼びかける。
- 〇女川港又は石巻港まで船舶で移動し、その後、自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態で帰宅等を開始。
- 〇公共交通機関等も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、宮城県、女川町及び石巻市が確保した船舶・車両により避難を実施。

## 5. 輸送能力の確保について

- 〇在宅の避難行動要支援者等の避難のために、女川町、石巻市及び東北電力が配備する車両のほか、宮城県の要請に基づき、宮城県バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 〇住民の避難のために、宮城県の要請に基づき、宮城県バス協会が調整・確保する車 両により、必要車両台数を確保。

## 6. 離島の生活物資等の備蓄・供給体制について

- ○全島民を対象にした生活物資(食料、飲料水等)をそれぞれの離島において備蓄。
- 〇生活物資が不足する場合は、海路、空路により、必要な生活物資を供給。